

○総務省告示第十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三第一項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三十七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき様式を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第一項の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。</p> <p>様式第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基礎事業年度の前々 事業年度のβ</th> <th>基礎事業年度の前事 業年度のβ</th> <th>基礎事業年度のβ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1～5 略]</p> <p>6 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。</p> <p>様式第2</p> <p>[表略]</p> <p>[注1 略]</p> <p>2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。</p> <p>[3 略]</p>	項目	基礎事業年度の前々 事業年度のβ	基礎事業年度の前事 業年度のβ	基礎事業年度のβ	[略]				<p>電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。</p> <p>様式第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>原価及び利潤の前々 算定期間のβ</th> <th>原価及び利潤の前算 定期間のβ</th> <th>原価及び利潤の算定 期間のβ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[同左]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1～5 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>様式第2</p> <p>[表同左]</p> <p>[注1 同左]</p> <p>2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。</p> <p>[3 同左]</p>	項目	原価及び利潤の前々 算定期間のβ	原価及び利潤の前算 定期間のβ	原価及び利潤の算定 期間のβ	[同左]			
項目	基礎事業年度の前々 事業年度のβ	基礎事業年度の前事 業年度のβ	基礎事業年度のβ														
[略]																	
項目	原価及び利潤の前々 算定期間のβ	原価及び利潤の前算 定期間のβ	原価及び利潤の算定 期間のβ														
[同左]																	
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。																	